

宗教遺産の保存とマネージメントに関する研究

—長崎の教会群を事例に—

A study on the conservation and management of religious heritage

- A case of Churches in Nagasaki -

羽生 朋代
HANYU Tomoyo

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

キリスト教において、教会堂は神聖な場所であると同時に平常的に信者が集う祈りの場であり、信者の活動によって維持管理がなされてきた。

長崎の教会群は、2001年に「長崎の教会群を世界遺産にする会」の設立と共に始まった世界遺産登録への動きと、各自治体が観光資源として活用する動きの渦中にある。その過程で教会群は、信者の考える価値に加え、世界遺産登録にふさわしい価値づけが強調されるようになった。また、それまでは信者のみが利用する場だった教会堂にも外部からの来訪者が増え、構成資産候補となっている教会だけでなく、多くの教会が何らかの影響を受けていることは間違いない。こうした現状に対して、その保存とマネージメントを新たな視点で行っていく必要がある。

本研究の目的は、長崎の教会群を対象とし、宗教遺産の価値と保存・マネージメントについての課題を抽出し、その解決策を考察することとする。

(2) 論文の構成と研究の方法

第1章を序論とした。第2章では宗教遺産に関する資料調査をし、教会の価値・保存・マネージメントを論じる指針とした。

第3章では、資料調査によってこれまでの世界遺産登録への動きの全体像と、その中でいかに教会群の価値、保存・マネージメント体制が構築されてきたかを把握した。

第4章では、聞き取り調査の結果をもとに、教会群の現状と信者の声、今後の保存・マネージメント体制をまとめた。

第5章では、長崎の教会群の価値・保存・マネージメントにおける課題を抽出し、解決策を考察した。

表1 研究の方法(聞き取り調査)

	対象	日程	内容
行政	長崎県東京事務所	9/12	現状と今後の保存・マネージメント体制について
	長崎県世界遺産登録推進室	11/28	
	長崎県観光振興課	12/4	
	新上五島庁世界遺産登録推進室	12/2	
NPO法人	NPO法人長崎巡礼センター 新上五島ステーション	10/17	現状と今後の保存・マネージメント体制について
	NPO法人長崎巡礼センター 長崎ステーション	12/3	
	認定NPO法人 世界遺産長崎チャーチトラスト	11/27	
カトリック長崎司教区	高見三明大司教	10/18	世界遺産登録について
	教区本部事務局	12/4	教区の仕組みについて
	青方教会	10/15	①世界遺産と教会の価値について ②訪問者について ③教会の管理について
	青砂ヶ浦教会	10/14	
	大曾教会	10/15	
	桐教会	12/1	
	曾根教会	10/11	
	土井ノ浦教会	12/2	
	浜津教会	12/12	

2. 宗教遺産に関わる国際的見解

(1) 宗教遺産の価値

2003年、「生きた宗教遺産：神聖性の保存」というテーマで催された ICCROM のフォーラムでは、宗教遺産の持つ他の遺産とは異なる特徴について論じられた。その異なる点の1つは、それが「生きている」ことである。宗教遺産は、生きた信仰の中で使用され続ける中で、その文化的価値や象徴性が更新され保たれていく¹⁾。

もう1つは遺産の価値づけの方法である。普通の遺産は価値を認めるために「時間と距離を要する」が、宗教遺産は「その価値を持ってそこに生まれた。」²⁾これは、宗教遺産はその存在自体が宗教や信仰体系の枠組みにおいて意味を持つということであり、そこから切り離すことはできないということである。そのため、宗教遺産は現地の文化の全体的な表出と捉えるべきであり、有形(動産・不動産)・無形、自然・文化など総合的な視点で扱われるべきであるという³⁾。

(2) 宗教遺産の保存の課題

ICCROM のフォーラムでは、宗教遺産は使用され続けている中で価値が保たれることから、保存の最も重要な目的は継続性自体であり、変化にも対応する必要があるとした⁴⁾。また遺産を保存する立場と宗教の伝統的な価値観はしばしば対立するので、伝統的な方法

を尊重した保存を行うことが求められる⁵⁾。

さらに、同フォーラムでは宗教遺産の保存は宗教コミュニティの責任で行われるのが理想⁶⁾としており、「キエフ・ステートメント」でも宗教コミュニティは「聖地の創造・維持・継続的な形成において果たす役割」と「それらを生きた遺産として保護する際の彼らの保護者としての役割」、「宗教的なアイデンティティや意義、人生の目的を伝達・表現・維持する役割」という重要な役割を持つとしている⁷⁾。

すべての利害関係者間の対話・相互理解、協力と、そのための意識向上が不可欠である⁸⁾ともされており、それらは、長崎の教会群を「生きた宗教遺産」として保存する上でも課題となりうるものである。

3. 世界遺産登録への動き

(1) 第1期：草の根の時代

世界遺産登録への動きを始めた「長崎の教会群を世界遺産にする会」は、2001年「長崎の教会群を地域の歴史の表出とみなし、それを広く公開・伝達するための手段としての世界遺産化を図る」⁹⁾ことを目的に設立された。この会は教会群に以下の3つの価値を見いだしている。

- ・歴史的価値：カトリック信徒にとって先祖が守り通してきた信仰の復活を象徴する地域史の生き証人であり、日本におけるキリスト史の景観的表出である
- ・教会建造物の審美的・芸術的価値：西洋の建築技法と日本人の在来技術が融合した特色ある建造物である
- ・文化景観的価値：教会が立地する環境は人間と自然の調和した文化的景観である¹⁰⁾

「世界遺産の会」は文化財として価値のある教会を、信者の生活の中心である「生きた教会」として保存しつつ、「観光資源」として地域活性化のために活かすことを課題とし¹¹⁾、周知活動を中心とした活動を行った。

(2) 第2期：アクターの複数化

「世界遺産の会」の活動の結果、世界遺産暫定一覧表入りにこぎ着けた後、行政、教会と新たなNPO法人も加わり、世界遺産登録への動きが本格化した。

(i) カトリック教会

長崎大司教区の長である高見三明大司教は文化遺産を守りつつ教会を開いていく意思を示している¹²⁾。教区の本格的な世界遺産登録への動きの第一歩が、2007年「長崎巡礼センター」の設立である。この他にも教区は、ローマ教皇庁や日本のカトリック教会の支援も受けながら、長崎のカトリック史の周知や巡礼を推進する活動を行ってきた。

(ii) 「長崎巡礼センター」

「長崎巡礼センター」は2007年、長崎の教会群の観光資源化によって生じる問題を処理する大司教区の出先機関として設立されたが、翌年の2008年にNPO法人となった。大司教区だけでなく県の補助金も受けるようになったことで、地域活性化支援のような業務も行うようになったが、主な活動は情報提供やガイドの育成・斡旋などを通じた巡礼の促進である。教区内部から始まった団体として、理事長と4人の理事が司祭であり、教区の意向に沿った信者第一の視点で、信仰と観光の両立に取り組んでいる。

(iii) 認定NPO法人「世界遺産長崎チャーチトラスト」

「チャーチトラスト」は2008年、「バランスのとれた『保護と活用』を実現するため」、「教会群を世に知らしめるとともに、老朽化しつつある建物等の保存、修復の一端を担う」組織として設立された¹³⁾。顧問・理事には大司教と2名の司祭が含まれており、教区と行政をつなぐ立場となっている。活動内容は主に、「世界遺産の会」の活動を引き継ぐようなイベントの企画・開催、寄付金の受入と教会で信者向けの出前講座の開催などである。

(iv) 長崎県世界遺産登録推進室

「世界遺産登録推進室」は2007年に設置されて以来、「長崎県世界遺産学術会議」の開催などを通じて世界遺産登録推薦書・マネージメントプランの作成を進めてきた。また市町との連携も促進しつつ、2009年からは「長崎県世界遺産アクションプラン」策定に向けて活動し、2012年に策定された。

(3) 第3期：さらなる気運の高まり

アクションプランが策定された頃から、関係者のみならず、幅広く官民諸団体や県民を巻き込んだ気運の高まりが見られる。県も「長崎県世界遺産登録推進県民会議」を設立し、2013年度には観光庁の事業の補助を受け、市町村、関係団体、旅行会社とともに「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を訪れる“祈りと学びの旅”プログラムの商品化に向けて活動している。

(i) 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書とマネージメントプラン

推薦書では、この遺産を日本におけるキリスト教信仰の「4世紀にわたる伝播と普及・禁教下の継承・解禁後の信仰の復帰の過程をあらわす」¹⁴⁾とし、以下の3つの評価基準が適用されるとしている。

- ・キリスト教を通じた日本と西欧の価値観の交流を物語る遺産（16～19世紀における潜伏キリシタン^{注1)}を含む長崎におけるキリスト教全史）：(ii)

・独特な宗教・文化的伝統（潜伏キリシタンの文化）が形成されたことを物語る稀有な物証：(iii)

・日本へのキリスト教の伝播と根付いていったプロセスと直接関連している¹⁵⁾：(vi)

また、信仰の場としての教会堂を守ることにについて、観光客の受入体制が十分に構築されていない現状を指摘しているが、マネージメントプランには具体的な対策についての記述はない。

(ii) 「長崎県世界遺産アクションプラン」

アクションプランでは、信仰の場としての教会を守ることについて、「教会守」の配置、「祈りの場」に配慮した訪問ルールの設定、拠点施設（「世界遺産センター」）とサテライト施設の設置と構成資産への入場予約機能、団体客への公認ガイドの義務化などの具体的な言及がある。また、政教分離の観点から行政が支援しにくい事業があるため、何らかの形で活動費を受け入れるしくみの必要性にも触れられている¹⁶⁾。

4. 教会群の現状とこれから

(1) 長崎大司教区の声

(i) 教区管理者：高見三明大司教

大司教は、世界遺産登録に前向きな姿勢を示しているが、現状として「教会が商業的に利用されている」と感じること、また教区内で世界遺産登録についての共通理解の形成ができていないことを課題とした。教区が県から暫定一覧表記載申請の承認を求められた際、教区としても各教会としても十分に理解し議論をする時間がないまま容認し、未だ不十分になってしまっているという。

しかし、大司教は教会を一般に開いていく必要性を強く感じている。長崎の信者には、少し閉鎖的な部分があり、同時に一般の人々にもカトリックに対する偏見があると感じているため、世界遺産登録をきっかけに本当のキリスト教の姿を知ってもらい、イメージが変わってくれることを望んでいる。

(ii) 小教区：新上五島町の主任司祭^{註1)}

司祭の捉える教会群の価値とは、迫害時代から現在へと伝統的につながってきた信者の生き様であった。一方で、大司教と同様に信徒の少し閉鎖的なところを変えていくべきだと指摘する司祭も多かった。

訪問者については、来るのはいいが自分達の信仰に影響のないようにしてほしいと感じており、教会が観光目的で利用されることには抵抗を感じていた。

世界遺産登録については、観光に利用されるという意識が強いようで、カトリックを知ってもらいたいと

いう思いはあるものの、教会が観光地化される懸念の方が大きいようであった。

また、すべての司祭が口を揃えたのは、世界遺産登録への動きは自分達が望んで始まったものではないということだ。これには、自分達は一方的に巻き込まれ利用されているという思いと、それに影響されるべきではないという思いの現れようであった。そして、この動きに前向きな教区は未来の信徒を見据えているが、現場の司祭には今の信徒への影響が第一と言う司祭もおり、現場と教区の立場の違いが明らかになった。

(2) 行政を中心とした見学者受入計画

(i) 長崎県による計画

「推進室」は現在、「チャーチトラスト」、「巡礼センター」と新たな取り組みを始めるために動き出している。2014年1月から、これまで別々に活動してきた「チャーチトラスト」と「巡礼センター」は、共同の事務局として「長崎の教会群インフォメーションセンター」を開設し、これまでそれぞれが行ってきた活動に加えて、予約システムの開始のための準備を始めることになる。システムは構成資産候補の10教会のうち、大浦天主堂を除く9教会を対象とする。見学希望者は予約システムに会員登録し、登録料を払う。各教会には、信徒もしくは地元住民が有償もしくは無償で「教会守」として常駐する。見学者はシステムを通じて予約をし、「教会守」は教会堂の監視と見学者への対応を担う。そして登録料で教会の維持、センターの運営、人件費などをまかなう予定である。

(ii) 県の計画に対する「巡礼センター」の見解

「巡礼センター」はこれから訪問者受入体制を運営していく主体のひとつであるが、教会に近い立場として「予約システム」には疑問を呈している。一つには、予約システムは信者の活動よりも予約した見学者を優先するシステムになりかねないと懸念している。また、システムが構成資産候補の教会にしか適用されないことから、「教会守」の設置も対象の9教会に限られる。教会堂の監視が必要なのはそれらの教会だけであるはずがなく、観光客が多く訪れる教会を中心に、例えば五島だけでも10教会ほど設置すべきだと考えている。

5. まとめ

(1) 教会群の価値づけ

当事者である教会の司祭は、教会群の価値は信者の生き様であり、信仰生活そのものであるとしているのに対し、「世界遺産の会」も教会群を「生きた教会」と捉えているが、その中心は建築的価値であった。一方、

長崎県の「推進室」による「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の価値づけは、潜伏キリシタンの伝統に重きを置いている。国際社会では現在の「生きた信仰」を遺産の重要な価値とするのに対し、政教分離の意識が強い日本においては、県による価値づけが歴史や伝統を強調するものとなっている。

(2) 長崎大司教区内の溝

「キエフ・ステートメント」は、宗教遺産の保存はすべての利害関係者間の対話・相互理解、協力と、そのための意識向上が不可欠であると強調しているが、大司教と新上五島町の司祭の聞き取りから、教区と現場の間の溝が浮き彫りになった。教区は、長崎全体、ひいては日本のカトリック教会の将来を考え、信念を持って教会群の世界遺産登録に前向きな姿勢を示していると思われる。一方、小教区の司祭は教会と信徒を守るという責任から、世界遺産登録に懐疑的であることは否めない。問題は、この2つの立場の間で十分な議論がなされておらず、その結果教区と県やNPOが進める活動から、現場の、特に構成資産となっていない教会の信者が取り残されている感があることである。

(3) 行政の保存・マネジメント体制の問題点

行政が実現しようとしている予約システムや「教会守」設置は、政教分離の問題から当面は構成資産候補しか対象にしない予定である。しかし教会側からしてみれば、必ずしも構成資産候補の教会だけが見学者受入の制限や監視を必要とするのではなく、それ以外の教会においても同様であることを考慮すべきである。

またこれらは外部から教会を管理しようとするもので、信者の教会利用をも制限してしまう可能性があり、注意が必要である。信者の生活の中心である教会が、そうあり続けられるようにしなければならない。

(4) 宗教コミュニティの役割

ICCROMのフォーラムや「キエフ・ステートメント」では宗教コミュニティの責任や役割の重要性を強調しているが、長崎の教会群においては、行政の計画においてそれに言及した記述はなく、教区内の共通理解も形成されていない。教会群を抱える信者コミュニティが、保存においてどんな役割を果たすべきかがきちんと議論されていないのが現状である。さらに、教区内にも教会の文化遺産としての価値を保存しつつ、管理運営するための部署が設置されておらず、NPO団体にその役割の大半を委託しようとしている。自分達の教会を宝として維持管理していることこそが「信者の生き様」の一部であり、それを外部に任せてしまうことは教会群の価値を保存することにはならないのである。

(5) 今後の展望

大司教区は、今回の世界遺産登録の動きを、日本のカトリック教会の将来のためにも有効に活用しようとしているが、教区内で溝ができてしまっている現状では、良い影響をもたらすどころか、現場の負担を増やすだけになりかねない。そうならないためには、教区の中での共通理解の形成に向けて十分な話し合いの場を持つことと、行政やNPOの活動に頼り過ぎず、教区としても主体的に教会の管理運営をしていく必要がある。現在教区では、教会群に関するものは「教区経済問題評議会」の一部で対応しており、またNPOとのやりとりは大司教や一部のNPOの理事などになっている司祭が主に行ってきた。今後は教区内に担当部署を設けるなど、教区として責任の所在をはっきりさせるべきである。

また日本の宗教遺産の保存・マネジメントにおいては、それが「生きていること」を価値とし、「生きた信仰」が遺産の重要な要素であることを認める必要がある。

注釈

注1) 新上五島町に赴任する11人中7人の司祭に聞き取りを行った

注2) 禁教下で独自の信仰体系を継承したが、解禁後にカトリック教会へ復帰したキリシタン

参考文献

1) 2) 3) 4) 5) 6) H. Stovel, et al. : 'Conservation of Living Religious Heritage, Papers from the ICCROM 2003 Forum on Living Religious Heritage: conserving the sacred', pp.1-10, 2005

7) 8) UNESCO World Heritage Centre: 'Kiev Statement on the Protection of Religious Properties within the Framework of the World Heritage Convention,' 2010

9) 10) 松井圭介: 「ヘリテージ化される聖地と場所の商品化」、宗教とツーリズム 聖なるものの変容と持続、p.197-199、2011

11) 木村 勝彦: 「長崎のカトリック教会群と『観光のまなざし』- 海外を事例として-」、「場所の聖性」の変容・再構築とツーリズムに関する総合的研究、p.43、2006

12) 高見三明: 「『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』の世界文化遺産登録に向けて〜長崎のカトリック教会の立場から〜」、ながさき経済 No. 282、p.2、2013

13) 認定NPO法人世界遺産長崎チャーチトラストパンフレット

14) 15) 長崎県他: 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書、2013

16) 長崎県: 「『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』長崎県世界遺産アクションプラン」、2012